

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年5月19日(木)
午前9時55分～午前10時9分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名
委員長 大友康信 副委員長 菅原和子
委員 熊谷克彦 委員 笹森波
委員 千葉栄幸
- 4 委員外議員 3名
議長 菊地忍 副議長 佐々木哲男
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 1名
委員 荒川洋平
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤博
次長兼議会総務係長 西村雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期について
 - ② 議案の取扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について

- ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 議員協議会の開催について

午前9時55分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりです。

この際、諸般の報告をいたします。

荒川洋平委員から、会議規則第81条の規定により欠席の届け出がありましたので報告します。

次に、本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期について御説明いたします。

去る5月17日、令和4年第5回名取市議会臨時会の招集告示がなされました。

次第書を御覧願います。

1の（1）、① 市長提出議案は4か件です。

内訳は、改正条例案3か件、補正予算案1か件となっております。

まず、改正条例案として、議案第47号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第49号 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例の一部を改正する条例です。

次に、補正予算案として、議案第50号 令和4年度名取市一般会計補正予算（第4号）です。

以上が市長提出議案4か件の内容です。

ただいま申し上げました提出議案の内容を勘案いたしまして、次第書の②、今期臨時会の会期については、5月20日金曜日の1日限りとする案です。

なお、今期臨時会においても、先に決定しております新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会の対応方針に基づき、継続して感染拡大防止に努めながら会議を開催してまいりたいと思います。

令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期につきましては、原案のとおり5月20日の1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第5回名取市議会臨時会に係る会期については、5月20日の1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議案の取扱いについて説明いたします。

次第書の（2）を御覧願います。

まずは、①議案書の送付については、去る5月17日火曜日に議員各位への配付が完了しております。

次に、②議案の上程については、5月20日金曜日、諸般の報告の後、上程を行います。

次に、③審議方法については、まず議案上程の後、市長より提案理由の説明を受けます。質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

なお、議案第47号から議案第49号までについては、審議の冒頭に、担当部長から補足説明があります。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

議案の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

次第書の2ページを御覧願います。① 改正案について御説明いたします。

資料は2ページから4ページまでになります。

今回の一部改正については、5月13日に開催されました会派代表者会議の決定に基づき、御提案するものです。

まず、改正内容の概要ですが、人事院勧告に伴う一般職の職員の期末手当支給割合の引き下げに準じて、議員の期末手当支給割合を年間3.35月分から3.25月分に0.1月分引き下げ、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額する改正を行うものです。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

本条例制定に至った背景から御説明いたします。

人事院は去る令和3年8月に、国家公務員の給与について勧告を行いまし

た。通常、給料等を引き下げの場合、その年の12月の期末手当の基準日である12月1日前までに法律が改正されておりましたが、今回、政府においては、人事院勧告制度を尊重しつつも、経済対策等政府全体の取組との関連などを考慮し、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととしたところであります。

これを受けて一般職の国家公務員同様に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が令和4年4月6日に国会で可決成立しました。

改正の内容は、令和3年度の期末手当の支給割合を年間3.35月分から3.25月分に0.10月分引き下げ、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月支給分で調整するというものです。

これまで本市議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じてきたところでありますが、本件もその趣旨に沿って改正することについて、御協議願うものです。

資料4ページの条例改正案文を御覧ください。

本文については、期末手当の支給について規定しております第7条第4項中、6月分及び12月分の支給割合を現行の「100分の167.5」から「100分の162.5」に、100分の5、つまり0.05月分引き下げることが規定するものです。

次に附則です。附則第1項、施行期日は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置は、改正後の率により算定された期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減ずるものであります。

なお、参考となりますが、改正条例が可決された際には、6月支給分の議員1人当たりの支給減額は、0.05月分を引き下げた分27,650円と令和3年度の調整分55,300円を合わせた82,950円が減額となるものです。

また、改正に伴い減額となる議員期末手当の予算については、12月定例会で減額補正措置を行う予定です。

次に、次第書の2ページ、② 取扱い案について御説明いたします。

初めに、ア 上程・審議日については、5月20日金曜日、議案第50号 名

取市一般会計補正予算の採決後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員協議会の開催についてを議題といたします。

書記をして説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員協議会の開催について御説明いたします。

次第書の2ページを御覧ください。資料は、5ページです。

議員協議会の開催について、先日、開催通知をお送りしたところですが、資料のとおり令和4年5月17日付で市長から要請があったものです。

日時は令和4年5月20日金曜日の臨時会終了後、場所は議員協議会室です。

協議事項は、宮城県津波浸水想定についての1案件です。

当日の進め方ですが次第書を御覧ください。

市長から挨拶の後、総務部長から説明を受け、質疑を行います。なお、説明資料については、5月17日に各議員宛て送付が完了しております。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

議員協議会の開催につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催につきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時9分 散会

令和4年5月19日

議会運営委員会

委員長 大友 康信